

指定地域密着型サービス事業者等の指定取消しについて

平成 29 年 5 月 2 日 (火)

八尾市地域福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362 (直通) F A X 072-922-3786
--

介護保険法の規定により、下記の指定地域密着型サービス事業者等の指定取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社思いやりグループ
- (2) 代表者 代表社員 松本 一就 (まつもと かずなり)
- (3) 所在地 大阪府八尾市東山本新町六丁目 1 番 24 号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 おもしろいデイ高安町南
- (2) 管理者 松本 一就 (まつもと かずなり)
- (3) 所在地 大阪府八尾市高安町南三丁目 82 番地
- (4) 介護保険事業所番号 2775504141

3 指定取消し日

平成 29 年 5 月 2 日

4 指定取消しの理由

【地域密着型通所介護】

- (1) 不正、不当 (介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 13 号該当)
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで (平成 28 年 2 月を除く) の期間において、サービス提供実績がないにもかかわらず、サービス提供記録等を虚偽作成し、不正に介護給付費を請求し、受領していた。
- (2) 不正請求 (介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号該当)
平成 28 年 4 月から平成 28 年 9 月まで (平成 28 年 5 月及び平成 28 年 8 月を除く) の期間において、サービス提供実績がないにもかかわらず、サービス提供記録等を虚偽作成し、不正に介護給付費を請求し、受領していた。
- (3) 不正、不当 (介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 13 号該当)
平成 27 年 5 月から平成 27 年 10 月までの期間において、事業所においてサービス提供を行っていない時間についてサービス提供記録等を改ざんし、不正に介護給付費を請求し、受領していた。

【介護予防通所介護】

(1) 不正請求（介護保険法第115条の9第1項第5号該当）

平成27年5月から平成27年10月までの期間において、事業所においてサービス提供を行っていない時間についてサービス提供記録等を改ざんし、不正に介護給付費を請求し、受領していた。

【第1号通所事業】

(1) 不正、不当（介護保険法第115条の45の9第1項第7号該当）

第1号通所事業と一体的に行っている地域密着型サービス及び介護予防サービスの介護給付費の請求に関し、不正又は著しく不当な行為をした。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費の返還を求めます。

返還の対象となる介護給付費については、以下のとおりです。

総額 9,092,487円（介護給付費分：6,494,634円、加算額：2,597,853円）

※加算額：介護給付費の40%相当額